

日田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律事務処理要領

平成29年4月1日 制定

令和3年4月1日 改正

(目的)

第1条 この要領は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定により日田市長（以下「市長」という。）が行う適合性判定、届出及び認定申請等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、法に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 規則 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則をいう。
- 二 向上計画認定 法第34条第1項に規定する認定をいう。
- 三 向上計画認定基準 法第35条第1項に規定する基準をいう。
- 四 消費性能認定 法第41条第1項に規定する基準をいう。
- 五 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関をいう。
- 六 BELS 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国交省告示第489号）に規定する、建築物エネルギー消費性能の評価について所管行政庁又は建築物エネルギー消費性能判定機関と同等以上の能力を有する機関のうち、一般社団法人住宅性能評価・表示協会の登録を受けた機関（BELS評価機関）が行う建築物省エネルギー性能表示制度をいう。

(一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分)

第3条 次に掲げる室用途を含む建築物において、法第12条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定については、当該室用途の部分の一次エネルギー消費量については算定対象としない。

- 一 工場における生産エリア
- 二 倉庫における冷凍室、冷蔵室及び定温室
- 三 データセンタにおける電算機室
- 四 大学・研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室
- 五 その他市長が認めるもの

(市長が認める機関の技術審査)

第4条 法第19条第1項に規定する届出をする、又は向上計画認定若しくは消費性能認定を受けようとする者は、当該届出又は申請を行う前に、次に掲げる機関による技術審査を受けることができる。

- 一 住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物の住戸部分の場合 建築物エネルギー消費性能判定機関、登録住宅性能評価機関又はBELS評価機関
- 二 前号以外の建築物の場合 建築物エネルギー消費性能判定機関又はBELS評価機関

(届出における添付図書)

第5条 規則第12条第1項の規定により所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に定めるものとする。

- 一 規則第1条表(い)欄に掲げる仕様書
 - 二 規則第1条表(い)欄に掲げる各種計算書
 - 三 前条の技術審査を受けた場合にあつては、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画が、建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについて、機関の交付する証明書
 - 四 その他所管行政庁が必要と認める図書
- 2 規則第12条第3項の規定により所管行政庁が不要と認める図書は、前項第3号の証明書を添付した場合にあつては、同第1号及び第2号に掲げる図書とする。

(向上計画認定における添付図書)

第6条 規則第23条第1項の規定により所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に定めるものとする。

- 一 第4条の技術審査を受けた場合にあつては、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する計画が、向上計画認定基準に適合していることについて、機関の交付する証明書
 - 二 その他所管行政庁が必要と認める図書
- 2 規則第23条第3項の規定により所管行政庁が不要と認める図書は、同条第1項の表(い)欄に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図を除く図書とする。

(消費性能認定における添付図書)

第7条 規則第30条第1項の規定により所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に定めるものとする。

- 一 第4条の技術審査を受けた場合にあつては、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の証明書

二 その他所管行政庁が必要と認める図書

2 規則第30条第3項の規定により所管行政庁が不要と認める図書は、規則第1条第1項の表(い)欄に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図を除く図書とする。

(構造計算適合性判定に準じた審査の実施等)

第8条 法第35条第2項の規定による申出があった場合(法第36条第2項の規定により準用する場合を含む。)において、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定の対象となる建築物に係る計画であるときは、申請者は構造計算適合性判定に準じた審査を受けなければならない。

(その他)

第9条 前条までの規定により難しい場合は、別途市長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。